

香川県ろうあ新聞

No.311



ホームページ <http://www.chosyocenter.com/roua/index.html>
発行所 社団法人香川県ろうあ協会 〒761-8074 香川県高松市太田上町 405-1
発行責任者：近藤 龍治 編集責任者：太田 裕之 2009年8月5日発行
TEL 087-868-9200 FAX 087-868-9201 Eメール roua@chosyocenter.com
年間購読料 1,200円【1部100円】（郵送料共税込み 会員は会費の中に含まれる）

怒れ！ 高松市民

(No. 3)



(写真は、全日本ろうあ連盟久松事務局長・石原職員との様子です。)

当協会の「香川県ろうあ新聞」6月号掲載記事が、全日本ろうあ連盟理事会で取り上げられ障害者自立支援法対策本部（全日本ろうあ連盟・全国手話通訳問題研究会・日本手話通訳士協会）でも協議されております。また、厚生労働省にも問題提議が行われ高松市に事実関係の経過報告を求めるなど、高松市のみの問題ではなく国を巻き込み全国各地の同様な問題を検証するきっかけになりました。

7月13日（月）全日本ろうあ連盟久松事務局長と石原職員2名が来県され、今回の高松市の派遣問題について、連盟の支援や今後の方向性について確認を行いました。

連盟との協議概要

1. 県ろうあ協会の今後の取り組みなど方向性（7月5日理事会確認事項）

- ①不服申立は、今後も継続して実施する。
- ②地元高松聴覚障害者協会と連携して署名運動の説明会を開催する。
- ③署名運動の組織化を行う。
県協会役員・地元協会役員・手話通訳者・手話学習者など支援者を募る。
- ④署名運動を高松市中心に展開する。
- ⑤法的手段の検討（提訴期限12月まで）
地元弁護士とも相談して対応を検討する。

2. 連盟からの支援

- ①説明会には、できるだけ協力する。
- ②厚生労働省に問題提議を行う。
- ③障害者自立支援法対策本部に問題提議を行い今後の対策を検討する。

7月号に引き続いて高松市地域生活支援事業（手話奉仕員派遣事業・要約筆記奉仕員派遣事業）実施要綱について検証していきます。

今号では、夜間や休日派遣対応について取り上げます。

高松市手話奉仕員派遣事業の派遣対象の取扱いによると夜間・休日の取扱いについては、以下の囲みのおり定められています。

手話奉仕員の派遣手続きは、要綱第6条第1条の規定により、あらかじめ派遣を希望する日時、場所、外出の目的等を直接実施機関に申し出るようになっているが、夜間・休日における緊急の派遣申請については、平日の昼間と異なる番号へFAXを送信することにより派遣申請を受け付ける。

しかし、実際には障害者自立支援法施行後も夜間・休日専用のFAXは設置されておらず3年間放置されたままです。

土日等の時間外派遣は、①前もって申請する。②ろう者が自分の知っている通訳者もしくは派遣担当職員個人に直接連絡する。この2つの方法しかなく手話通訳者や担当職員の連絡先を知らないろう者は利用できず、急病等の緊急時や急遽手話通訳が必要となった場合の対応ができない。

高松市自らが定めたことを守らないのはどういうことなのか？

また、高松市が定めていることも実施できない事業所に高松市民の税金を投入し続けて長年委託していることや事業所への適切な指導をしていないことも大きな問題ではないでしょうか？

高松市民である聴覚障害者は、夜間・休日など緊急時には香川県聴覚障害者福祉センターに手話通訳派遣の救援を求めてきます。それは、高松市が委託している事業所では夜間・土日は窓口が閉まっており対応してもらえず困り果てて、いつでも職員がおり対応が可能なセンターに助けを求めてくるのです。いつ手話通訳が必要になるかも知れないコミュニケーション支援事業に対する危機管理意識があまりにも低いと言わざるを得ない現状を高松市はもっと真剣に考え適切な事業実施に向けて取り組むべきです。

次号も引き続き高松市地域生活支援事業（手話奉仕員派遣事業・要約筆記奉仕員派遣事業）実施要綱について当法人が改善を求めている事項などの解説を行います。会員皆様方からのご質問やご意見を事務局（FAX 087-868-9201）までお寄せ下さい。